

令和3年7月30日

学生各位

学生担当副学長
太田 圭

茨城県知事によるつくば市の感染拡大市町村指定に伴う 課外活動の自粛について(要請)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、茨城県知事から、7月27日付けで県独自の感染対策ステージを「3」に引き上げること並びにつくば市を含む県内16市町村を「感染拡大市町村」に指定することが発表されました。

本学における課外活動においては、令和3年6月22日付け副学長通知「本学の課外活動における当面の対応について」により活動を行うものとしておりますが、茨城県からの感染拡大市町村指定に伴う不要不急の外出等の自粛を要請する期間については、本学の課外活動においても、以下のとおり自粛を要請します。

1. 自粛を要請する期間 : 7月30日から8月12日まで

※茨城県により期間が延長された場合は、本要請も延長する。

2. 自粛を要請する活動 : つくば市外における団体活動(練習試合、合同練習、合宿含む)

※つくば市内における団体活動であっても、市外からの学外者と接する活動は自粛。

※ただし、以下に該当する活動は可とします。

・学外団体が感染防止対策に責任を持って開催する大会等への参加(公式戦・各種大会等)

※「宿泊を伴う活動」や「不特定の者が参加又は不特定の観客を動員するイベントの開催や参加」の場合には、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請による許可が必要。

○練習試合や合同練習について

茨城県からの要請(R3.7.29 付)に基づき、練習試合や合同練習については以下のとおりとします。

- ・緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置区域に所在する学校との練習試合等は、自粛
- ・感染拡大市町村に所在する学校との練習試合等も、自粛
- ・練習試合等を実施する場合は、自校を含め2チーム以内

※練習試合等に参加する学生は、2週間前から毎日の健康観察を徹底

[参考]

- [「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」](#)
- [「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)

担当 : 学生部学生生活課課外教育担当
Tel : 029-853-2248、2247
E-mail : gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp

計 推 第122号

令和3年7月29日

県内高等教育機関の長 殿

茨城県知事 大井川 和彦

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた部活動に係る取扱いについて（要請）

このことについて、これまでの部活動の自粛等要請に対して御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、県では、新型コロナウイルスの新規陽性者数が急拡大している状況を踏まえ、緊急事態措置等の判断指標「茨城版コロナ Next Ver. 3」に基づく県の対策 Stage について、今般、Stage 2 から Stage 3 に引き上げるとともに、感染拡大市町村の指定を行いました。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記による対策を要請いたします。

記

○練習試合や合同練習について（7月30日（金）以降）

- ・ 緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置区域に所在する学校との練習試合等は、自粛
- ・ 感染拡大市町村に所在する学校との練習試合等も、自粛
- ・ 練習試合等を実施する場合は、自校を含め2チーム以内
※練習試合等に参加する学生は、2週間前から毎日の健康観察を徹底

（参考）

新型コロナウイルス感染症に係る知事臨時記者会見資料（令和3年7月27日発表）

https://www.pref.ibaraki.jp/lsaigai/2019-ncov/210727_rinjikaiken.html